

自治会まちづくりミーティング（要旨）

- 1 自治会等の名称 那加第2東部自治会連合会・那加第2雄飛地区自治会連合会・
那加第3自治会連合会
- 2 日 時 令和5年9月28日（木）19時00分～20時30分
- 3 場 所 産業文化センター 2階第3会議室
- 4 出席者 自治会長等 56名
市長・総務課長ほか
- 5 内 容 ① 連合会長あいさつ
② 市長あいさつ
③ 提言による懇談
④ 市政の説明（市長）
⑤ 連合会長まとめのことば
⑥ 市長まとめのことば
- 6 提 言 （1）百曲がり水路雨水対策について
（2）側溝清掃について
（3）高齢者世帯の買い物支援

提言（1） 百曲がり水路雨水対策について

<織田町自治会長>

市長におかれましては日ごろから真摯に市政に取り組んでいただき市民として感謝申し上げます。

この度昨年度から今年度初頭にかけ那加織田町にある織田信長公園芝生広場地下に雨水貯水貯水槽の設置を「織田信長公園貯留施設整備工事」として実施いただきました。

貯留量約1,100立方メートル、25メートルプールに換算すると約4杯分の雨水を一時的に貯められる施設を整備されました。

近隣に居住する住民として大雨の際に安心して暮らせると安堵しています。併せて市長をはじめ市の担当者及び工事関係者の皆様には感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

7月に入りまして、比較的降雨量が多かったと思います。雨水に対する新しい設備の貯水の機能は十分に発揮されていると感じました。特段に水路の水位が多いとは感じられませんでした。引き続き気づいたこと等がありましたら市へご報告したいと考えております。

江戸後期から百曲がり水路は、その時々治水に関する改修工事が実施されてきたと思いま

す。まだまだ水路はそのところどころに古いままの所や落ち葉等がたまりやすくなっている所もあります。百曲がり水路の名称が示すように水路が屈折する箇所が大変に多い構造となっており適切な維持管理が必要であり、定期的な保守も実施していかなければならない施設であると考えます。引き続き整備に関心を持っていただいて百曲がり水路がその機能を100パーセント発揮できるよう維持していただきたいと思います。

那加二東部地区の北半分は旧境川の古川部で低地です。昭和5年になってようやく新境川の放水路が出来ました。周辺環境はかつて農地が広がっていたところに多くの家が建つようになり、様子は大きく変化してきています。地面をアスファルトやコンクリートが覆い水はけに影響が生じるところも増えてきました。災害時遊水地である那加二小グラウンドだけでは不十分かもしれません。

百年に一度の大水害がいつ起こるかわかりません。その大水害が起きたとき被害が最小限に済むようにすることが市政における治水事業であると思います。市内全域の水害対策に継続して努力を宜しくお願い申し上げます。

<市長>

百曲雨水幹線は、蘇原三柿野町から、那加信長町、織田町、不動丘に至る、総延長約2kmの雨水排水路です。建物が密集した地域をくねくねと曲がりながら流れていくことから、「百曲がり水路」と呼ばれています。

1890年頃（明治23年頃）の地図を見ても、この頃にも今と同じ場所に細かく曲がった水路が流れていることが確認できます。近年になり、コンクリート水路や、形状をできるだけ直線にする改修が行われていますが、現在も「百曲り」の形跡が色濃く残っています。

この、百曲雨水幹線は、昭和45年に完成した排水路で、当時の古い基準で設計・施工されており、その後、宅地化が進んだことや、ゲリラ豪雨が頻発するようになったことなどにより、昨今ではその排水能力が不足するようになってきました。そのため、短時間に大雨が降ると、一部地域では排水路から雨水が溢れることが見受けられるようになり、土嚢による緊急対応が必要となることも度々ありました。

排水路から溢れないようにするためには、排水路の断面を大きくするなどの改修が必要になりますが、改修には排水路沿いに新たな用地を確保しなければならないといった課題があり、これまで抜本的な対策ができずにいました。

このため、排水路そのものを改修する手法ではなく、新たに雨水貯留施設による整備手法を採用し、昨年度から今年度初めにかけて、排水路沿いにある織田信長公園に、貯留量約1,100立方メートル、25メートルプールに換算すると約4杯分の雨水を一時的に貯められる施設を整備しました。

公園の地下には、人力で組み立てることのできる、深さ1mのプラスチック製の貯留槽が埋設されています。

この写真は越流堰（えつりゅうぜき）といいますが、排水路の水位が一定以上になると水路から溢れ、貯留施設に流れ込む仕組みになっております。上流域の排水の一部をこの貯留施設に貯めることで、下流排水路の水位を下げ、浸水被害の軽減を図ることができます。

貯留施設に溜まった雨水は、水路の水位が下がった後に、自然にゆっくりと排水されます。

整備後は、これまで大雨後にみられた排水路から水が溢れた痕跡がなく、また、毎年のように被害が発生していた地域の住民からも、「完成後は排水路から溢れていない」との声をいただいております。

このような雨水貯留施設整備は、排水路の断面を大きくする従来の手法と比較し、経済的かつ早期に同様の効果が得られることから、百曲がり水路のほかに、市内では鵜沼中学校付近から新境川へ流れる山の前雨水幹線の整備においても採用しています。

市内には、このほかにも、さまざまな理由から抜本的な排水路改修ができず、住宅地においても毎年のように浸水被害が発生している地域がありますので、引き続き雨水施設整備事業を計画的に推進していくことで、市民のみなさんの生命や財産を守ってまいります。

なお、市では現在、令和 7 年度の公表に向け、「内水浸水想定区域図」いわゆる「内水ハザードマップ」の作成を進めております。「内水ハザードマップ」は、水路の排水能力を超える大雨等によって、内水氾濫が発生した際に想定される浸水エリアや浸水の深さを示したものです。

地形や水路の情報を、現地測量などにより詳細に調査し、降雨強度の異なる複数のパターンで浸水シミュレーションを行い、どの規模の降雨で、どのような浸水が発生するかを把握します。

それらの情報を元に作成した「内水ハザードマップ」は、現在公表している「洪水ハザードマップ」とともに、避難所の確認や日頃からの大雨浸水害の備えにご活用いただければと思います。

ハード面の整備と合わせ、総合的な水害対策を継続し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

提言（２） 側溝清掃について

<不動丘南自治会長>

近年異常気象による短時間雨量が非常に多くなっており、都市化による水害の現状が増加しており側溝が土砂等で現状の機能を果たさなくなってしまうことから清掃を行う必要性があると考えますが、側溝の整備が進み自動車加重に耐えうる側溝蓋が設置されたことで、連合会の高齢化が進み持ち上がらないため清掃活動ができない状態です。ただ、本地区は各務原でも高い位置にあるため影響は少ないのですが、水は側溝から排水路をとおり河川に排出されるため低い箇所に冠水が発生することから大変重要なことであると思います。本地区においても、市役所駅から北に向かう桜丘中学と au の交差点やその東側ローソンの交差点に大量の水が流出する現象があり、雄飛地区の水が那加 2 小付近の冠水にも影響していると思われます。

側溝清掃は、機械作業が困難でどうしても人の力が必要です。尚、不動丘南自治会は、青年の会がありお願いして 2 年をかけて全地域を清掃していますが、本自治会も 131 世帯の内 80 人の高齢者をかかえており今後の活動も見直していく必要がせまっています。

<市長>

側溝清掃につきましては、これまで地元自治会において定期的に自主的な活動として実施していただいております。大変感謝しております。

しかしながら、ご提言にもありました通り、高齢化による人手不足などにより、側溝清掃を負担に感じている、あるいは実施することが難しくなっている自治会もあることは認識しております。今後、そのような場合においては、可能な範囲で活動していただければと思います。

地元自治会での対応が難しい場合には、市民の皆様からの要望を受け、一定の堆積量、底から 5cm が目安となりますが、これが確認できた場合に、降雨時の影響が大きいと判断した路線や、要望順位が高い路線などから順に市において対応してまいります。

施工箇所については、その都度ご相談させていただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、地元自治会にて側溝清掃を実施して頂ける場合においては、市ではこちらの写真にありますように、側溝のふたを2人で持ち上げることのできる蓋上げ機の貸し出しを行っているほか、ご購入される場合には、自治会地域社会活動事業補助金の対象にもなりますので、ぜひご利用いただければと思います。

また、側溝にグレーチング蓋が設置されていない箇所や、間隔が長い場合には、グレーチング蓋の増設も検討しますのでご相談ください。

排水路の整備など、水害対策につきましては、先ほどの大橋会長からのご提言に回答させていただいたとおり、計画的に推進してまいりますのでよろしくお願いいたします。

提言（３） 高齢者世帯の買い物支援

＜日之出町自治会長＞

私たち日之出町自治会も高齢化が進み、現在５４世帯のうち２１世帯が７５歳以上の世帯で、うち１０世帯が独居となっています。

ということで、私からは、高齢者の買い物支援について、特に移動販売があると便利ではないかということについて提案させていただきます。

以前、那加駅周辺は、本町商店街や旧２１号線沿いの商店街、ショッピングセンターもあり、とても賑やかで、買い物に困ることはほとんどありませんでした。ところが、時代とともにどんどんと商店が閉店していき、数えるほどしかありません。郊外への大型店やチェーン店の進出、店主の高齢化や後継者不足等が閉店の理由だと考えられます。

それでも、なんとか生活に必要なものは徒歩圏内で買うことができていたのですが、昨年、唯一徒歩圏内にあった薬局が閉店してしまいました。薬やトイレットペーパー、ティッシュペーパー、洗剤等の日用品を買うお店がなくなってしまったのです。

食料品に関しては徒歩圏内に八百屋が１軒ありますが、トイレットペーパー等の日用品を買うお店が一番近いところで、市役所近くのピアゴやスギ薬局です。高齢者の方にはとても行ける距離ではありません。

ふれあいバスやイオンバスもありますが、大量の荷物をかかえて帰るのも大変だし、介護の必要なお主人がいる方は長時間外出することができず利用できないと言っていました。

現在は、近所の人に買い物を頼んだり、生協に申し込んだりして日用品を買ってみえますが、ちゃんと自分の目で確かめて買いたいという気持ちもあって、やっぱり以前のように近くで買い物ができるといいとおっしゃっていました。

これは町内の一部の人の声ではありますが、後継者不足や大型店の進出で、今まで街中にあった商店がどんどんと閉店し、高齢化も進むと、このように買い物に困る世帯が増えていくのではないかと考えられます。

そこで、例えば週１回とか月１回、日用品等の移動販売があると、遠くまで時間かけて行くことなく、自分の目で確かめて買い物もできるので、高齢者世帯にとっては非常に便利だと考えます。高齢者世帯でなくても必要なものがあれば若い世帯でも利用されるだろうと思います。

また、移動販売で楽しく買い物する中で、新たなふれあいができたり、「あれ、今日はあのばあさんみえとらんね？」と高齢者の体調等確認したりすることができると思います。

どれくらいのニーズがあって採算はどうかのわかりませんが、移動販売ができないかを検討していただけるとありがたいです。また、移動販売以外にもよい方法があれば検討していただければと思います。よろしくお願いします。

＜市長＞

高齢者世帯の買い物支援の取組についてお答えさせていただきます。

本市では、高齢者をはじめとした交通手段がない方への買い物支援策として、毎年、ふれあいバスやチョイソコかかみはらの見直しを行いながら、その充実に努めております。

当該地区を走る那加線については、これまでバス1台で折り返し運行をしておりましたが、この10月より2台で運行することといたします。このことにより運行本数が大幅に増え、また、毎時同じ時間に出発するパターンダイヤ化が実現でき、これまで以上に利便性が高まります。

また、市が運行しているふれあいバス以外にも、岐阜バスの「イオンモール各務原線」も約20分に一本の割合で運行しておりますので、併せてご利用いただければと思います。

その他、地域で高齢者の移動を確保する取組に対する支援も行っております。これは、自治会などの地域主体が、タクシー事業者などの交通事業者を活用して、高齢者の日常生活の移動支援に取り組む場合、交通事業者へ支払う経費の一部を市が補助するものです。

本事業は、日常の買い物にもご活用いただけますが、目的地の一つに「介護予防教室」など、介護予防に資する目的地を含む必要がございます。ご利用を検討される場合には、高齢福祉課までご相談ください。

次に、ご提言にもございました宅配サービスや地域を巡回する移動販売の運行についてですが、買い物が困難な高齢者の方などへの支援策として、宅配サービスや移動販売を導入されている地域があり、本市においても、川島地区で民生委員の方々が中心となり、地域の高齢者の見守りも兼ねて公民館を拠点に移動販売が行われています。

しかしながら、新たに実施しようとする場合、移動販売を行う事業者がなかなか見つからないことや、仮に見つかったとしても、地域内に商店がある場合は、事業者間における調整も必要となってまいります。移動販売の実施については、いくつかのハードルがあり、なかなか市全域に広がっていないのが実情です。

その他の買い物支援サービスといたしましては、生活協同組合コープぎふ、いわゆる生協の宅配サービスや、インターネット販売といったものもございます。

このような中、社会福祉協議会に、高齢者の買い物支援を含めた地域の課題について相談に応じる生活支援コーディネーターを3名配置しており、個別の相談に対応するほか、地域の助け合い・ささえあいの力を引き出していくための場として、各地域においてわがまち茶話会を実施しております。その中で、実情に応じた支援や対応の検討を行っており、具体的なお困りごとをお伺いしながら、どのようなサービスの利用が可能か、また、どのような支援があるのかなどについて、対応させていただきたいと思っております。

今後も引き続き、ふれあいバスをはじめとした公共交通の充実に努めるとともに、きめ細かく対応する相談体制の充実を図っていくことで、買い物が困難な高齢者の方などに対して、地域や個人の実情に応じた支援を継続してまいります。

＜日之出町自治会長＞

わがまち茶話会について教えてください。

＜市長＞

高齢福祉課が各務原社会福祉協議会に業務委託をしているものです。

＜高齢福祉課長＞

わがまち茶話会は各地区で概ね2カ月に1回開催しています。開催日にはどなたでも参加できます。今年度は、

那加第3自治会：開催日11月7日（火）・1月18日（木）

時間：9:30～11:00

会場：那加南福祉センター 集会室2

那加第2東部自治会：開催日10月23日（月）・12月14日（木）・3月11日（月）

時間：9:30～11:00

会場：那加福祉センター 保育室

那加第2雄飛地区：開催日10月6日（金）12月13日（水）・3月7日（木）

時間：9:30～11:00

会場：雄飛ヶ丘公民館

市政の説明

1.「有機フッ素化合物への各務原市の対応について」

＜市長＞

市政の説明ということですが、この度、三井水源地から取水している水道水から有機フッ素化合物が検出された件につきまして、市の対応につきまして、ご説明させていただき、その後、ご質問を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まずもって、市水道水から有機フッ素化合物の濃度が国の示す国の暫定目標値を超過している事案につきまして、公表が遅れたことにより、市民の皆様にご多大なご不安やご心配をおかけしたことに対して、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

現在、職員には市政情報の発信強化、並びに危機管理について、改めて徹底を図っており、引き続き私を筆頭に市役所一丸となって、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

＜水道部長＞

配布資料に基づきまして説明させていただきます。

有機フッ素化合物（PFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア））は、動物実験では、肝臓の機能やこどもの体重減少に影響を及ぼすことが指摘されています。人体においては、検証結果はありませんが、このことをきっかけに「発がん性がある可能性がある」とされ、暫定目標値として50ng/L以下と定められました。

この数値は体重50kgの人が1日当たり2リットルの水を生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れない、と設定された数値です。

なお、これまで国内において、PFOS及びPFOAの摂取が主たる要因とみられる個人の健康被害が発生したという事例は確認されていません。しかしながら、三井水源地におけるPFOS及びPFOAの数値は、令和2年度から検査を行っておりますが、現在もなお暫定目標値50ng/L以下に達しておらず、市としましては、一刻も早くこの目標値を下回るような最大限の努力をしているところです。

次に、三井水源地の配水区域は別紙1「配水区域図」の水色の区域です。

那加第2東部自治会連合会につきましては、三井水源地から配水されています。那加第2雄飛地区自治会連合会、那加第3自治会連合会はその一部を三井水源地から配水されています。

地区の詳細な地図として別紙2を全体図とは別につけさせていただいています。

次に、現在の取り組みについてですが、PFOS及びPFOAの濃度を低減するため、活性炭によ

る浄化システムを整備、検証し、早期に本格稼働できるよう現在、工事を進めております。

有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)低減への取り組みについては、別紙3をご覧ください。

各務原市は、令和5年8月7日、有機フッ素化合物の濃度を暫定目標値以下とするため、活性炭による浄化システムの契約を締結しました。

三井水源地で水道水ができるまでについて説明します。

井戸に設置した水中ポンプから汲み上げた地下水、三井水源地内の曝気槽（ばっきそう）に送ります。曝気槽では水に空気を当てて、含まれている遊離炭酸を除去します。つづいて、消毒施設にて塩素による消毒を行います。こうしてできた水道水は、送水ポンプにより配水池に送り、順次ご家庭に配水します。

第一期工事では、この曝気槽に「活性炭による有機フッ素化合物低減機能」を追加します。

工事内容（曝気槽機能追加工事）については、三井水源地内の1号池～4号池の曝気槽4池を利用して、曝気槽イメージ図のように、遊離炭酸除去補助材の一部を活性炭に置き換え、有機フッ素化合物の除去機能を追加します。曝気槽内に4カ所ある池のうち、活性炭の設置が完了した1号池の水質検査の結果は、下記のとおりです。通水試験後の活性炭の状況を確認し、稼働に向けて安全性の検証を進めるとともに、残りの池についても工事を進めていきます。

1号池水質検査結果（9月1日採取）は、活性炭に通す前が86ng/L、活性炭に通した後が5ng/Lです。市のウェブサイトに掲載していますのでご確認ください。

〈環境室長〉

三井水源地周辺におけるPFOS及びPFOAの水質調査結果及び追加調査の実施について説明します。

地下水の水質調査についてですが、三井水源地周辺については、県と市が連携して水質調査を行いました。水源地から半径500m以内における井戸の水質調査し、結果は令和5年9月7日に公表しました。

この調査におきまして13カ所の井戸で暫定目標値超過が確認されました。これを受けて追加調査として、9月11日から、暫定目標値した13カ所の井戸から半径500m以内の井戸の調査に着手しています。この調査結果につきましては10月中旬までに公表する予定です。

また、市内全域につきましては市単独事業として、市内95カ所の井戸の水質調査を完了しました。また、この調査で暫定目標値超過が確認された井戸の周辺につきましては、県と協議しつつ、追加調査を行う予定です。

追加調査が終了した段階で、市民の皆様に分りやすいかたちでお示しします。

〈大東町自治会長〉

市長さんはこの数値を超えた件を知ったのはいつですか。

〈市長〉

令和4年4月25日に報告がありました。

〈大東町自治会長〉

フッ素化合物の濃度が基準を超えた原因は何でしょうか。

<市長>

原因については、今のところ特定に至ってはおりません。他の自治体でもよく言われているのは、航空自衛隊基地周辺で使う泡消火剤が原因ではないかとの推測も出ています。今後、井戸水の調査を進めながら因果関係を追求し、基地内においても地質調査を進めていく必要があると考えています。

<大東町自治会長>

活力や元気な市政だけでなく、信頼関係のある市政運営を望んでいます。市民には明確に分かった時点で調査、報告していただければ、市民の多くの方は理解して、考えて行動されると思います。分かった時点で速やかに、市民に周知・報告していただき、信頼関係を築いていただければと思います。

<門前町4自治会長>

市民にいつまでに目標数値を下げるのか、どのような方法で進めて行くのか、具体的な方向が伝わってこない。市民に分かりやすい資料の配布や、回覧等でお知らせ頂けるよう検討をお願いします。

<水道部長>

PFOS 及び PFOA を暫定目標値以下とするため、活性炭による浄化システムを整備、検証し、令和 5 年 12 月末に本格稼働できるよう、8 月 15 日号の広報紙でお知らせしたところですが、現在最善の努力をいたしているところです。何とか 10 月中には、全て活性炭を通した水（50 ng/L を切る）を市民の方へ届けるよう取り組んでいきます。

<門前町4自治会長>

現在は、12 月末までに暫定目標値を切る水を提供できるようにするのですね。

<水道部長>

8 月の最初の時は、工程や活性炭の調達する期間が分からない状況でした。そこで、活性炭の調達を早く進めるように業者と協議を進めてきました。当初は 12 月末に本格稼働を目標にしていたところですが、2 カ月前倒し、10 月中には全て活性炭を通した水で PFOS 及び PFOA の暫定目標値以下になる水を皆さんに提供できるように進めています。

<門前町4自治会長>

10 月末までに、暫定目標値以下にならなかった場合は。

<水道部長>

別紙 3 の 1 号池の水質結果について試験で通したところですが、活性炭を通す前 86ng/L、活性炭を通した後 5ng/L の結果が出ていますので、全ての水道水が活性炭を通した水で提供できるよう確信を持ってやっています。

<門前町4自治会長>

町内の皆さんには、10 月末までに基準を超えないような安全な水道水が提供されることを案

内してよいですか。

＜水道部長＞

未来のことですので何が起こるかわかりませんが、10月中に全ての水を安全に提供しますのでよろしくお願いします。また、ホームページ等で随時案内していきますのでご確認ください。

＜桜町1自治会長＞

データを見るとですとね、令和2年11月にはすでに基準値を超えていますよね、令和3年は数値がないですが、先ほど市長さんは、令和4年4月25日に事実を確認されたと言われました。

このデータを見る限り、令和2年11月に基準値を超えています。一般企業であれば、基準値を超えていれば市から指導がきます。この間、水道部の方はどんな考えていましたか。

＜水道部長＞

PFOS及びPFOAは、令和2年4月1日水質管理目標設定項目に新たに追加されました。また、水道法に基づく水質基準51項目は当然ですが、今も満たしております。

厚生労働省では、水道水について2020年にPFOS・PFOAを水質管理目標設定項目に位置付け、当時の科学的知見に基づき、安全側に立った考え方を基に行っています。

令和2年4月1日に、新たに水質管理目標設定項目に追加されましたので、その年の11月に初めてPFOS、PFOAの検査をしました。

＜桜町1自治会長＞

令和3年度はどうですか。

＜水道部長＞

有機フッ素化合物は、三井水源地には13本の井戸があり、一カ所に集められて塩素消毒をして各家庭に配水しています。

令和2年11月の検査値「99」は13本の井戸から一カ所に集められたときに測った数値です。令和3年5月にそれぞれの各井戸（13本）について検査をしました。

＜桜町1自治会長＞

13本の井戸を検査したのであれば、そのデータがあるわけですよね。

＜水道部長＞

ホームページで随時掲載しています。

＜桜町1自治会長＞

13本の調査されたときは、数値は超えていなかったですか。

＜水道部長＞

令和3年5月、三井水源地の13カ所の井戸のうち、7カ所で暫定目標値を超過しており、最も濃度が高いNo8井戸の運用を停止し配っていません。

<桜町1自治会長>

ありがとうございます。リスク管理の問題です。令和3年5月に一カ所を止めたわけです。

なぜ、その時に市長さんに報告しなかったのですか。市民には大事な命の飲み水ですのでしっかりと行ってください。

第一期工事、第二期工事については進められていることは分かりました。今後、これから第三期、第四期と続いていくわけですので、その工程を市民に分かりやすく説明していただきたい。

<三井東町自治会長>

水道の問題で、新聞報道されていることはだけでは、正直に言って理解しづらい。市長さんは議会において、市民説明会は行わないと答弁をされたと聞きました。

地元としては、説明会を開催してほしい。市長さん、部長さんに来て説明までは求めないが、担当課の方で良いのでわかりやすく説明してほしい。

<水道部長>

直通のダイヤルを設定しているので、そちらに問い合わせをしていただきたい。

<司会者>

説明会を希望されているとのことですので、検討をよろしくお願いします。

<桜町3自治会の自治会員>

①令和2年に市は、PFOS・PFOAの数値について、県か国から指示を受けていますが、市長への報告が令和4年。令和3年度とか令和2年度に水道水の井戸水を調査していたにも関わらず、市長への報告は、令和4年4月、その2年間はどうか。

②アメリカでは、基準数値が4ng/Lとの報告を見ました。国は50ng/Lということを見ました。4ng/Lから50ng/Lとでは10倍の数値です。那加大東町、三井東町等は凄い数値となっています。これはどういうことですか。

③活性炭は何年で交換するのか。

④学校に浄水器を設置されていますが、お母さん方の意見ですが、設置数が少ない。学校にひとつとか、私は見ていないのでわからないのですが、数が少ないということを聞いています。これはどういうことですか。

この4点をお願いします。

<水道部長>

①②令和2年11月に最初に測って、市長への報告が令和4年4月、その間についてですが、目標値超過が分かった時点では、PFOS・PFOAは水質基準ではなく、水質管理目標設定項目になっています。水質管理目標設定項目には、水道法の検査の義務付けにはないことから、この時は市長への報告する考えには至っていませんでした。その後、PFOS・PFOAについての報道も多くなり、職員も暫定目標値を超えたことについて、市長に報告するべきものと考え、令和4年4月に市長へ報告しました。

次に暫定目標値は日本の場合は50ng/L。アメリカだといま提案されているのが4ng/Lです。これも2023年末に最終的に決定されると聞いています。世界的には、暫定目標値につい

てはまちまちです。例えば、世界保健機構では、PFOS100・PFOA100で総計PFAS（有機フッ素化合物）500として提案されているところで、各世界がまちまちの数値となっています。

日本については環境省で、令和6年度に本格的にPFOS・PFOAの物質調査に取り組むことになっています。

③活性炭の交換時期については、初めての工事で、この活性炭の効果がどのくらい持つのかわからないため、モニタリング調査をしていきます。ある推定値では2カ月位しか持たない。沖縄の北谷では270日持つと書いてあります。2カ月から270日ですので、大きくぶれています。これからモニタリングをして効果を確認して進めて行きます。

④学校での浄水器の設置は、那加第二小学校に37個、那加第三小学校に27個、設置しています。それぞれの学校の浄水器の設置は、1個とか2個ではないです。

市政の説明

2.「人の活躍・まちの活気 しあわせ実感かかみがはら」

市政の概要、令和5年度新規事業については、資料配布。